条例を議決

H23年第2回定例会を6月13日から23日まで開いた。一般質問は13人が32項目にわたり、町政の課題と執行の理念を質した。

本会議には、報告議案など、全16件が提出された。中でも「暴力団排除条例」は、広島県がH23年4月1日から施行したのを受け、県内市町で2番目の制定となる。「暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」（H22年1月1日施行）と併せ、安心安全のまちづくりが更に前進する。

しかし、この議論の過程で、明確な根拠が示されない発言があり、町民や関係業者の名誉を損なう事案が起きた。これは議会への、負託を裏切り信用を失墜させる行為と判断し、懲罰委員会を設置。審査の結果「戒告」の懲罰を課した。

安全と安心のまちづくり大会　ハローシグナル

暴力団排除条例

この条例は「世羅町から暴力団を排除することで安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を目的」とする。このため、町は町民に情報の提供や支援を行なう一方、町民には積極的な協力を求める。

昨年施行した「世羅町暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」と併せ、暴力や暴力団排除の加速を期待する。

議員に戒告

暴力団排除条例の質疑の中で、安佐長秀議員が「暴力団関係の業者も下請けで工事をしている」「業者選定委員会の選定方法はいかにも口先だけ」と発言。

議長は「明確な根拠が示されなければ関係者の名誉を傷つけ町民からの信頼を損ね今後の議会運営に支障をきたす」として6月23日を期限に根拠となる書類の提出を指示。議会運営委員会（以下議運）に調査及び審査を付託した。

議運は23日「安佐長秀議員の提出書類では明確な根拠と判断できない」と報告。全員協議会では、「全会一致の賛成とすべき」の意見に対し「議会の自浄力を発揮すべき」の意見があり、両者の合意は得ないまま懲罰委員会を設置。

「根拠のない発言で関係者の名誉を傷つけ、また、議会の信用を失墜させ、秩序を損ねた」との事由により、採決の結果賛成多数で「戒告」処分に処した。

町が買い取った元組事務所

第２回定例会

暴力団排除

補正予算

15日の一般会計補正予算（第2号）の主なものは、老朽住宅除却事業、災害地職員派遣事業、全国にわか笑演会補助金、鶏卵生産流通体制整備事業、宝くじコミュニティー事業等と※国保会計補正予算（第1号）が提案され、23日に一般会計補正予算（第3号）として有償自動車運行事業に関する補正が提案された。

Q 福田豪　一般会計は、予算編成後に補助金がついたため、町民の要望に応える面で一定の理解をするが、さみだれ的に繰り返されるのは、財政判断をあいまいにする。

A 町長　町民の要望に迅速に応えるには、適正な時期に補正する必要がある。

町道路線

廃止　認定　変更

町道路線の廃止・認定・変更はその都度手続きが必要であるが、現実には、されないで残ってきている。廃止4件、認定4件、変更5件が提案された。

共通する主なものは、国県道の改良工事や、圃場整備事業の完了などが要因となっている。また、今回の認定では、尾道松江線側道の町への引き継ぎが要因となったものも含まれる。

全員協議会　町道現地視察

その他の議案

H22年度予算の内、年度後半になって新規に交付金や補助金が決定し、やむなくH23年度へ繰越した事業の明細が報告された。

また、東日本大震災の被災者の負担軽減策として地方税法が改正された。世羅町税条例は専決処分により対応した。

さらに、世羅中央病院企業団が構成する「世羅中央病院」と「くい市民病院」の合併に伴い10月以降の「公立くい診療所」に改名するための規約変更を可決した。

第2回臨時会

4月26日第2回臨時議会を開会。

主な議案は、東日本大震災の被災者を受け入れるための、災害救助費5、400万円の補正。これにより被災地区の学校丸ごとの受け入れの改修工事費を計上する。

また、昨年7月豪雨の大規模復旧工事2件の負担金額の変更を決めた。

専決処分3件

①出産育児一時金を引き上げるための国民健康保険条例

②国保税の課税限度額を引上げるための※国保税条例

③町営住宅家賃の悪質滞納者に支払い督促を申立てしていた件の和解を成立するための

3件を承認した。

※国保会計：世羅町国民健康保険事業特別会計
※国保税条例：世羅町国民健康保険税条例